

令和2年12月

ご利用者様各位

江戸川区総合体育館

団体利用キャンセルに伴う全額返金の終了について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、団体利用のキャンセルにあたっては、これまで利用料金の全額還付（返金）の特例措置を行ってきましたが、令和2年12月29日までの利用をもってこの措置を終了します。

これに伴い、令和3年1月1日以降の利用については還付（返金）はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

以上